定 款

第1章 総則

（商号）
第1条　当会社は、株式会社ランドピアと称し、英文ではLANDPIA, INC. と表示する。

（目的）
第2条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. コンテナ倉庫・住居・店舗の製造、輸出入、売買、賃貸及び賃貸管理業務の受託
2. フランチャイズチェーン店への経営及び技術指導
3. 不動産の有効活用及び運用計画に関する企画、調査、コンサルティング
4. 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介
5. トレーラーハウスの製造及び販売
6. 建築工事、土木工事、設備工事の請負並びに設計及び監理業務
7. 古物営業法に基づく古物商
8. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、管理及びそれらのコンサルティング
9. 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）
第4条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）
第5条　当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、2,800,000 株 とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株主総会

（定時株主総会の基準日）

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集）

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会議事録については、会社法及び法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、7名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会議事録については、会社法及び法務省令の定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記

名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3百萬円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3百萬円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 計算

（事業年度）

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 36 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

2. 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）

第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息はつけない。

（法令の準拠）

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

附　則

1.

本則第18条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、附則本項は、効力発生後削除する。

2.

平成　4年　2月10日会社設立
平成　9年　7月26日変更
平成10年　2月　4日変更
平成16年　2月14日変更
平成17年　8月　1日変更
平成18年　6月29日変更
平成19年　6月22日変更
平成19年12月14日変更
平成20年　6月26日変更
平成20年10月31日変更
平成21年　6月26日変更
平成25年　6月20日変更
平成26年　6月26日変更
平成27年　6月25日変更
平成30年　6月25日変更
令和　2年　9月15日変更
令和　6年　6月27日変更
令和　7年　1月10日変更